

市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の要旨
(議案第6号)

1 改正内容

○令和5年度12月期に支給する期末手当の支給割合を0.10月分引上げ
【令和5年12月1日適用】

○令和6年度以後の6月期及び12月期に支給する期末手当の支給割合を改正
【令和6年4月1日適用】

□特別職の支給割合（期末手当）

区 分	6月期	12月期	総支給割合
令和5年度〔現 行〕	2.200月	2.200月	4.40月
令和5年度〔改定後〕	2.200月	<u>2.300月</u>	<u>4.50月</u>
令和6年度 以後	<u>2.250月</u>	<u>2.250月</u>	4.50月

《参 考》

□一般職の支給割合（期末・勤勉手当計）

区 分	6月期	12月期	総支給割合
令和5年度〔現 行〕	2.200月	2.200月	4.40月
令和5年度〔改定後〕	2.200月	<u>2.300月</u>	<u>4.50月</u>
令和6年度 以後	<u>2.250月</u>	<u>2.250月</u>	4.50月